

香芝市告示第154号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、香芝市道路線の供用を開始する。

その関係図面は、香芝市都市創造部公園道路管理課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和8年7月16日

香芝市長 三橋 和史

記

- | | | | |
|------|---|---|----|
| 1. 路 | 線 | 名 | 別紙 |
| 2. 供 | 用 | 開 | 始 |
| 3. 供 | 用 | 開 | 始 |